

1.議事日程

〔令和6年第1回安芸高田市議会3月定例会第29日目〕

令和6年3月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第2号 安芸高田市附属機関設置条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第7号 安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例 |
| 日程第7 | 議案第20号 安芸高田市学校給食費の管理に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第21号 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第11号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第12号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第13号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第18号 市道の廃止について |
| 日程第13 | 議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第31号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第32号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第33号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第34号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第35号 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第36号 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第37号 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第38号 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第39号 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第40号 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第41号 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第42号 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第43号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算 |
| 日程第27 | 議案第44号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第28 | 閉会中の継続調査の件について |

2.出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	5番	新田和明
6番	芦田宏治	7番	山根温子
8番	先川和幸	9番	石飛慶久
10番	山本優	11番	熊高昌三
12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
14番	金行哲昭	15番	児玉史則
16番	大下正幸		

3.欠席議員は次のとおりである(なし)

4.会議録署名議員

12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
-----	------	-----	------

5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	柳川知昭
教育参事	和田治子	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗

6.職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 大 下 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告の  
提出についての報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上をもって、諸般の報告を終わります。  
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、  
御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報  
告を求めます。  
山本議会運営委員長。
- 山本議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る3月15日に議会運営委員会を開  
き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
追加案件となる議案第44号は、提案理由説明の後、委員会付託を省略  
し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において12番
宍戸議員、及び13番 秋田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

- |      |        |                                                  |
|------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第2 | 議案第2号  | 安芸高田市附属機関設置条例                                    |
| 日程第3 | 議案第3号  | 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及<br>び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号  | 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条<br>例の整備に関する条例             |
| 日程第5 | 議案第6号  | 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                           |
| 日程第6 | 議案第7号  | 安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収<br>条例                     |
| 日程第7 | 議案第20号 | 安芸高田市学校給食費の管理に関する条例                              |
| 日程第8 | 議案第21号 | 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正す                           |

る条例

○大 下 議 長 日程第2、議案第2号「安芸高田市附属機関設置条例」の件から、日程第8、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

芦田総務文教常任委員長。

○芦田総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年2月22日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、3月11日に総務文教常任委員会を開き、市長、教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第2号「安芸高田市附属機関設置条例」及び議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、附属機関に該当する委員会等で条例が未制定のものがあるため、「安芸高田市附属機関設置条例」を制定し、その制定に併せて、「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」で定める各種委員を整理し、改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「農業構造改善審議会条例と畜産振興対策審議会条例が廃止となっているが、その理由は。」との質疑があり、執行部より、「農業構造改善審議会条例については農業再生協議会などに、畜産振興対策審議会条例については畜産クラスター協議会に移行し実施している。移行の際、廃止すべきものが残っていたため今回廃止するもの。名称は変わっても継続している。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例」は、公共施設の使用料について、受益者負担の適正化の考え方に基づき、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例など関係する計5条例を改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「使用率についてはどのように見込んでおられるか。」との質疑があり、執行部より「人口が減少していく中、使用率を上げるということは難しいが、できるだけ使用していただき、率が上がることを望んでいる。」との答弁がありました。

また委員より、「使用料の徴収総額は。」との質疑があり、執行部より「約1,000万円使用料が上がる試算である。」との答弁がありました。

また委員より、「今回あるべき使用料までの差額がまちまちなか中、おしなべて1.5倍ずつ上げていくということだった。5年たてば、また料金の見直しがあるのではと思うが、これはあるべき使用料になるまで1.5倍ずつ上げていくお考えか。」との質疑があり、執行部より「5年後に

については利用率や受益者負担割合などの状況を見ながら再度試算し、料金改定していく。単純に1.5倍とはならないと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第6号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、指定管理者候補者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもので、このたびは「神楽門前湯治村」、「道の駅北の関宿・安芸高田」「たかみや湯の森」の3施設が対象になるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「統合し、実際にやってみないと分からない部分があるから指定期間を1年間としているのか。」との質疑があり、執行部より「統合は関係なく、短期的に経営状況を確認しながら継続的に協議確認することが望ましいと考え、1年間としている。」との答弁がありました。

次に、議案第7号「安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例」は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、市が事業主体となり、国の補助事業を活用し、電気通信事業者から相応の負担を求めながら事業を進めようとするものであり、事業に賛同し、参入する電気通信事業者から分担金を徴収することができるよう条例を制定するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「分担金の負担割合は、何に対しての負担割合か。」との質疑があり、執行部より「整備に当たっての設計費や工事費を含めたトータルの整備事業費に対しての負担割合である。最終的に事業者を求める負担割合は、全体の事業費の9分の1、市が9分の2、国の補助が3分の2となっている。」との答弁がありました。

次に、議案第20号「安芸高田市学校給食費の管理に関する条例」は、2024年度から予定している給食費の無償化に伴い、学校給食費を市の一般会計に組み入れ、公会計化に移行し、その管理に関して必要な事項を条例で定めるものとの説明がありました。

また、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」は、給食センターが給食の調理等を一括して行う施設に認定子ども園を追加し、文言を整理するものと説明がありました。

審査の過程において、委員より「給食費の徴収は教職員の負担になっていたと思うが、これによってどれくらい事務が軽減されるとお考えか。」との質疑があり、執行部より「具体的な数字を示すことはできないが、徴収や電話対応など給食費に関する様々な事務が削減できると考えている。」との答弁がありました。

以上の7議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告いたします。

○大 下 議 長      これをもって、委員長報告を終わります。

傍聴者の方に申し上げます。

携帯電話の電源はお切りいただきますよう、お願いいたします。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第2号「安芸高田市附属機関設置条例」の件から、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して起立により採決いたします。  
本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案7件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第11号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第12号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第13号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第18号 市道の廃止について

○大 下 議 長 日程第9、議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第12、議案第18号「市道の廃止について」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。
令和6年2月22日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。

付託のあった議案につきまして、3月12日に産業厚生常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」は、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値を参考に税率を改定するため、条例の一部を改正するものです。

保険料収入必要額は、県の算定ベースでは、来年度は今年度より本市一人当たり1万7,066円増え、前年度費12.49パーセントの増額となります。この大幅な増額の主な要因は、県全体で診療費増加見込みによる保険給付費の上昇と、県の決算剰余金による保険料引下げ財源の減少であり、県内全ての市町において同様の状況であります。そのため、県は来年度予定していた保険料の統一時期を遅らせ、各市町の自己財源による激変緩和措置を可能とする方針に見直されました。市では、国保財政調整基金の一部を充当し、急激な保険料の上昇とならないよう保険税率を設定、現行税率と改正案税率では、一人当たり平均の保険税額が9,199円の増額となるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「保険料水準の統一の見送りについて、今後の見通しは。」との質疑があり、執行部より「現時点では統一の時期は決まっていない。来年度以降、県と各市町において統一に向けての協議をし、具体的な統一時期が決まる。」との答弁がありました。

また、委員より、「保険料水準の統一時期が延びた場合、国保財政調整基金はどれぐらいまで対応できるのか。」との質疑があり、執行部より「2030年度まで段階的に上げていくシミュレーションをしている。基金残高は令和4年度末で約7億590万円であり、基金の繰入総額は2億6,000万円程度必要と見込んでいる。十分な確保ができています。」との答弁がありました。

さらに委員より、「2024年度の国保税の徴収は7月からだが、税率変更の通知はどのタイミングでされるのか」との質疑があり、執行部より「7月に第1期の納税通知書でもお知らせするが、早い段階で決まればホームページ等で周知したい。」との答弁がありました。

次に、議案第12号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市ふれあいセンターこうだの施設維持管理のため、使用料金を新設する。料金は他の公共施設と同様に床面積で区分し、1時間当たり税抜き940円とする。公共公益目的の利用は減額、又は免除とする。」との説明がありました。審査の過程において、委員より、「以前から使用料金は徴収していなかったのか。」との質疑があり、執行部より「ふれあいセンターこうだは保健センターの建物であり、料金の規定はなかった。受益者負担や他の公共施設との整合性を図ることや、利用料金を徴収することによって施設の運営費に充てることも鑑み、料金を新設する。」との答弁がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料を定めるほか、保険料段階の判定に係る基準の整備及び普通徴収に係る納期を変更するため条例の一部を改正する。保険料の基準額を現行より3,000円引き下げ、年額7万8,000円、月額平均6,500円とする。保険料段階は現行の11段階から13段階に改める。ま

た来年度より介護保険料の納付方法が普通徴収の場合、仮算定を廃止し、本算定のみとし、納付回数を年6回から8回に増やし、納付期限を変更する。仮算定を廃止することにより、介護保険料の通知が年1回の分かりやすい保険料と1回に支払う額を減らすことができるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「保険料が下がった要因は。」との質疑があり、執行部より、「介護保険の利用見込みが当初多く見込んでいたが、それほど給付費が伸びていない。この期間中に一定程度、基金の積み上がりがあり、その基金を活用して保険料を引き下げた。」との答弁がありました。

また委員より、「他市町では納付回数が年12回のところもあるが、納付回数を合わせる検討は難しいか。」との質疑があり、執行部より、「納付回数を12回にすると、仮算定を行う必要がある。本市の場合、仮算定を廃止し、本算定のみで納付を行うこととするため、所得確定後の7月からの年8回納付としたい。」との答弁がありました。

次に、議案第18号「市道の廃止について」は、主要地方道吉田豊栄線東広島高田道路改良工事に係る市道改良に伴い、吉田町側の市道日南坂巻線の2路線及び向原町側の市道末宗線の計3路線を廃止するものとの説明がありました。

以上の4議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第18号「市道の廃止について」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第13 | 議案第30号 | 令和6年度安芸高田市一般会計予算                |
| 日程第14 | 議案第31号 | 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第15 | 議案第32号 | 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第16 | 議案第33号 | 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計予算            |
| 日程第17 | 議案第34号 | 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第35号 | 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算           |
| 日程第19 | 議案第36号 | 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算           |
| 日程第20 | 議案第37号 | 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計予算           |
| 日程第21 | 議案第38号 | 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算           |
| 日程第22 | 議案第39号 | 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計予算            |
| 日程第23 | 議案第40号 | 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計予算           |
| 日程第24 | 議案第41号 | 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算           |
| 日程第25 | 議案第42号 | 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算           |
| 日程第26 | 議案第43号 | 令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算             |

○大 下 議 長      日程第13号、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第26、議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの14件を一括して議題といたします。

本案14件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長      令和6年2月22日付で本委員会に付託された議案第30号から議案第43号まで14議案並びに議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案について」の審査結果を報告いたします。

3月13日、14日、15日の3日間、委員会を開き、審査しました。

令和6年度当初予算は、一般会計の予算規模が193億1,400万円で、前年度と比較して7億1,886万2,000円の減でした。

また、特別会計予算は、前年度と比較して11億8,360万3,000円の減、下水道事業会計は11億2,520万5,000円の増、農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計は、下水道事業会計へ移行するに当たり、皆減であり、各会計の合計は297億4,541万6,000円となり、前年度と比較して7億7,726万円の減でした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より、「土砂災害エリア対象者リスト作成業務について、これは単年のみか。」との質疑があり、執行部より、「単年である。効果を見て今後も継続する必要があるれば対応していきたい。」との答弁がありました。

総務部の審査においては、委員より、「庁舎管理費の需用費、光熱水費が昨年から1,300万円ほど減額となっている理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「1点目は以前使っていた新電力の撤退により、

電力の最終保障供給契約で対応していたが、今年度4月より一般供給契約へ変更できたこと、2点目は来年度、照明のLED化を行うこと、この2点が大きな要因である。」との答弁がありました。

消防本部の審査においては、委員より、「高規格救急自動車は従来とどう異なるのか。」との質疑があり、執行部より、「救急救命士が救急車内で特定の処置を行えるよう、立って乗れる車内の高さを備えている。地域の特性上、寒冷地仕様と4WDも備えている。」との答弁がありました。

企画部の審査においては、委員より、「企業共用寮基本構想について、なぜ作るのか理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「企業と話をする中で、若手社員の定着が共通の課題と捉えた。対策として、若手社員向けの寮を建設し、寮生活をする中で違う職場の者同士が交流を深め、人間関係をつくっていく魅力のある施設を想定し、基本構想をつくるものであるとの答弁がありました。

市民部の審査においては、委員より、「合葬墓の基本計画策定委託について、行政が墓の整備を行うのはニーズが上がっているからか。」との質疑があり、執行部より、「市民モニターアンケートを利用し、合葬墓についてのアンケートを実施したが、50代で約40%、60代で約30%の方が公的な合葬墓があれば利用したいという結果があった。」との答弁がありました。

さらに委員より、「来年度で基本計画を作成し、実施の方向性を検討するのか。」との質疑があり、執行部より、「令和6年度で基本計画を作成し、令和7年度で実施設計、用地の取得を考えている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「紙おむつのサブスクリプションの導入について、この制度は保育所に通園している子どもを抱える保護者のみが恩恵を受けると思うが、在宅育児世帯との公平性についての考えを伺う。」との質疑があり、執行部より、「サブスクリプション導入の一番の目的は、保育士の処遇改善を目的としている。それにプラスして保護者の負担軽減を図るものであり、在宅育児世帯への支援制度の見直しは考えていない。」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より、「中央図書館リニューアルの経費のうち、eスポーツ体験コーナーの詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より、「現状の図書館は、読書をするだけの施設としては利用者が減少している。この状況を踏まえ、図書館を多機能的なものにしていきたいと考えている。その中の一つとして、eスポーツ体験をして今まで関わったことがなかった方が関心を持ってもらうスペースを作りたい。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、「ペットフードの加工場の調査設計監理委託料について、ジビエの加工場も施設の老朽化による移転の

検討をされているが、これらを一体的に考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「ペットフードの加工場もジビエの加工場も場所は未定である。今から候補地を探し、その周辺で協力いただくような形になるため、そのときの状況で変わってくる。」との答弁がありました。

建設部の審査においては、委員より、「老朽住宅解体除去補助金について、今年度はクラッソーネのシミュレーション件数が多いため、予算を増やしたということだったが、解体が進んで落ち着いたので元に戻したということか。」との質疑があり、執行部より、「この補助金は当初から1年間限定としていた。解体をためらっていた方を後押しする目的であったが、結果的に97件の申請があり、目的は達成したと考えている。」との答弁がありました。

またお手元にお配りしたとおり、「議案第30号令和6年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案」が提出され、審査を行いました。

内容は、予備費を削減し、議会広報費の需用費に議会だよりの印刷正本費199万4,000円を計上するものです。

提案理由として、これまでの議会活動などは議会だよりをもち市民の皆様に報告している。今回の令和6年度当初予算は、議会だよりを発行するための予算が計上されていない。議会だよりの発行は、議会としては行財政運営など、具体的な政策の審議・審査過程などを市民に伝える重要な手段の一つであり、当然必要であるとする。

安芸高田市議会基本条例においても、「議会は議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会の広報活動を充実しなければならない。」と定めており、議会だよりは市民のものであるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「議会だよりの予算が削減されたのは、内容について要点整理が不適切ということで、市長が正しい議会だよりをしないと予算計上はしないということから始まったと思う。議会だよりの要点整理が、私は基本的には間違っていたという認識だが、提案者は議会だよりの要点整理が正しかったのか、正しくなかったのかという整理をどのようにされているのか。」との質疑があり、提案者より、「私はこれまでの議会対応が間違っていたとは思っていない。」との答弁がありました。

さらに委員より、「広報委員会でも議会だよりの要点整理が正しいか正しくないかという議論が二分し、広報委員長も判断できなかったという経緯があったが、そういった状況の中身でも正しかったという認識か。」との質疑があり、提案者より、「そのとおりである。」との答弁がありました。

討論において、委員より、「原案は非常に精査され、新しい未来に対する取組を満遍なく網羅した厳しい財政状況の中で予算作成されている

と高く評価している。議会が正すべきことを正さず、修正予算を出すことは不適切である。議会だよりの内容を正しく精査しない限り、執行できないことも踏まえ、このまま修正案を通すことは順序が別であると考え、修正案に反対し、原案に賛成する。」との討論がありました。

また委員より、「安芸高田市議会基本条例6条は、「議会は重要議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう、情報の提供に努めなければならない。」と定めてあり、議会だよりはその役割を果たしてきた。市民モニターにおいても、議員の活動を主に把握する手段の問いに対し、議会だよりが84.9%と市民から厚い信頼を得ている。私は広報委員として編集に携わってきたが、使用できる紙面が限られており、内容の要約が余儀なくされるものの、議論の本旨を伝えるため、発行前の最終稿に至るまで正確性を期し、委員全員で推敲を重ねている。基本条例にうたわれているとおり、議会からの情報提供ができるよう、議会だよりをこれからも充実強化していくことを願う。」との修正案の賛成討論や、「議会には市長や執行期間から何ら干渉や関与を受けないで、自ら規律する自律権があり、これまでも改善することは改めてきている。市長が主張する誤りという部分についても、全てが皆同じ見解になるわけではない。指摘については、まず受け止め、その上で議会は合議の上、判断をする。その際、意見が分かれることがあっても、公の場で議論し、その内容を議会だよりでまとめて届ける必要がある。異論があれば、市長は市長で自らの媒体で主張を展開すればよい。その是非は、最終的にそれを見た有権者に委ねるのが民主主義である。」との修正案への賛成討論がありました。

慎重に審査した結果、議案第30号については、修正案並びに修正案以外の原案は可決すべきものと決し、その他の特別会計及び下水道事業会計、議案第31号から議案第43号までの13議案については、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長      これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員      1点お伺いします。

建設部において、広島県水道広域連合企業団の負担金について、その根拠が不明であるということで、時間をかけてその審議をしましたが、執行部のほうではすぐは出せないというふうな形で終わっておると思いますが、これについてはその後、どのような経過になっておるのかお聞きしたいと思います。

○大 下 議 長      委員長、ただいまの質疑に対して答弁できますか。

石飛委員。

○石飛予算決算常任委員長

質疑というより、経過説明をしてくださいという意味だと思いますが、当日、予算委員会では資料は後日提出をお願いしますという形で終わったと思います。その後は執行部のほうから資料がまだ提出されていない状況であります。

以上、質疑というよりは報告、経過報告です。

○大下議長

以上、答弁を終わります。

ほかに質疑ありますか。

熊高議員。

○熊高議員

このことはそのまま放置をするのでしょうか。

○大下議長

熊高議員に申し上げます。

これは審議の内容ですので、この委員長の思いを答弁はできませんので、執行部のほうで今答弁できますか。

石丸市長。

○石丸市長

今、委員長が執行部は資料出してないというふうにおっしゃった気がしたんですが、当日中にお送りしてます。

御確認いただけてないでしょうか。

なぜでしょうか。

○大下議長

以上で答弁を終わります。

今の石丸市長の答弁の中で、議会に持ってもう資料は提出したとありますが、中身的に議会の中ではその内容についてどうこう言う、資料であり詳しい資料でないというたらちょっといけんかもしれんけど、今のところ議会のほうで預かっておる状況はあります。

以上です。

ほかに質疑ありませんか。

○大下議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑はありますか。

熊高議員。

○熊高議員

今回は出されておるというのをただいま聞いたんですけども、なぜ、そのことについてのこの委員長報告に記されていないのか。あるいは委員長報告になくても、全員協議会等、今朝もやったわけですから、そこで一応の報告はあつてしかるべきだと思います。

委員会の中断というのは、どんだけ時間をかけたんですか。そんな簡単なもんだつたら、そんな時間中断する必要なかったと思います。そういったことを議長はしっかり対応すべきだというふうに思いますが、委

員長にそのように指示をしてないんでしょうか。

○大 下 議 長     ただいまの質疑に対して申し上げますが、この水道企業団からの資料を頂くということになれば、もう多大な紙面になるというふうに思います。ですから、これをいちいち安芸高田市議会でその内容を精査するというのは不可能と判断いたしましたので、いうことでございます。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長     質疑なしと認めます。

(先程、執行部から当日中に資料をお渡ししたと申し上げました。なぜ出したかと言えば…。との声あり)

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案14件を個別に討論・採決を行います。

まず、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論を行います。

討論は、修正案も含めての討論を行います。

まず、修正案に対し反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊 高 議 員 議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」原案に賛成し、修正案に反対する立場で討論を行います。

今回の一般会計予算、これまで3年8か月近い厳しい行財政改革を行ってきた、その結果、財政資本も改善され、将来世代への投資を無限化する新年度予算案になっております。その延長線上に現在生きている我々世代にも恩恵がついてくる、そういった説明もありました。

さらには、SNSによる認知度を上げたことによって、ふるさと納税などの収入が上がり、未来への投資も実現できる予算になっております。そのことを含めて、高くこの一般会計予算の原案に対して評価をするものです。

今回の修正予算は、議会広報を追加補正をし、予算計上をしたということになっておりますが、正しい情報が伝えられない議会だよりは税金を使って出すべきではないというのが市長の発言の要旨です。

私も議会だよりは必要だと考えております。30年近い議員生活の中で

15年近く議会だよりに関わってきております。そのときに一番心がけたことは、正確な情報を発信する、そのことを大切に行っていました。さらに、議会だよりを8割以上の市民が情報源として持っておられる。そういった修正案の提案、あるいは修正案に対する賛成討論の中でそういったこともありました。

正しい情報が出ない議会だより、それが市民に届くということが果たして正しい議会の行いなんでしょうか。一部議員の独善的な発信を正さない、そういった議会が真に自立した議会と言えるのでしょうか。まずは、間違いを認めた上で自立できた議会として議会だよりを発行すべきだという立場でおります。

居眠りから始まった市長と議会の混乱は、間違いを認め正してこなかったことで今の混乱があると思わざるを得ません。今こそ間違いを正し、その後に議会だよりを発行することが私たち議会が行うべき手順ではないでしょうか。既存の全員協議会の打合せで全国市議会議長会等の確認をしたというふうに事務局から書類が出ておりましたが、提案権の侵害である場合もあるというようなことも書いてありました。首長が、市長が侵害であると判断されれば、再議に掛けることもできる。再議にかかった場合の修正予算は、全体が審議の対象であるから新年度予算の進行がストップする可能性がある。その場合には暫定予算を作成し、専決をしなければならない。そういった大きな課題にもこの修正案を通すことによって生まれてくる。そういったことを事務局の資料を読み取る中でうかがうことができました。

法97条2項は、議会は予算について、増額してこれを議決することを妨げないとしつつ、ただし書で、長の予算の提出の権限を侵すことはできないと定めています。つまり、議会による予算の増額修正は、長の予算提出権を侵害しない範囲を認められるというふうに書いてあります。長の予算提出権を侵害しない範囲とは、予算案に新たに款項を加えることは原則として長の提出権の侵害になると解されます。

○大 下 議 長 熊高議員に申し上げます。

修正案に反対で、原案に対する賛成の討論でありますので、簡潔にお願いいたします。

ちょっとそれているような気がします。

○熊 高 議 員 それではありません。修正案に対する。

○大 下 議 長 進めてください。

○熊 高 議 員 止めなかったら進めますよ。

地方自治法の第97条に、議会は予算について増額してこれを議決することを妨げない。ただし、普通、地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。また、予算の増額修正について、先ほど申し上げたように、長の発案権の侵害になると解されるようなことを行わない。当然です。当該、増額修正を行おうとする内容、規模、当該予算全体と

の関連、当該地方公共団体の行政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。

このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等においても同様である。

さらに、議会が予算修正を行おうとするとき、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見いだすことが望ましい。

私が知る限りでは、市長と議会がそういった協議をしたという記憶はありません。聞くところによると、議長が議長個人の見解で書面によって市長にそういった提出をしたということですが、合議体の長である議長が行うべき取組ではないというふうに考えております。

今申し上げたように、今回の修正の増額予算には多々課題も多く見受けられます。是非とも当初予算どおり、可決をし、修正予算を否定するように議員諸氏に申し上げ、一般会計予算原案賛成の立場で討論を終わります。

○大 下 議 長 次、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。
次に、修正案に反対し、原案に対する賛成討論の発言を許します。
(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。
次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の採決に入ります。

本案の委員長の報告は、修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。
そのほかの議案について討論はありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第31号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計

予算」の件から議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの13件を一括して起立により採決いたします。

本案13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案13件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案13件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第44号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第27、議案第44号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、議案第44号の要点の説明をします。

地方税法の改正により、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による損失の金額を、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例が設けられたことに伴い、市税条例を改正するものです。

議案書を御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後です。

2ページ、第5条の2、特例内容に係る条項を新設しています。

その下、第6条は法改正に伴う引用条項の整理です。

3ページ、附則で条例の施行日を交付の日からとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 大 下 議 長     討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第44号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の  
件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 大 下 議 長     起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 閉会中の継続調査の件について

- 大 下 議 長 日程第28「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継
続調査の申出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するこ
とに決しました。
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いた
しました。
これにて令和6年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員